

加入者と保険料

給付通則

老齢年金

障害年金

遺族年金

その他の給付

スライド改定・年金分割・二以上期間者

はじめに

■年金相談の大ベテランA社労士に…

かなり以前のことで。社会保険労務士の先輩にあたるAさんに、「高木さん達の条文の勉強会に入れてください」と言われました。

Aさんは金融機関における年金相談に長くたずさわっておられ、同じ道をめざす社会保険労務士向けの研修において講師を務めるほどの、まさにプロ中のプロです。

「先生ほどの方が今さら条文の勉強など……」と言うと、「私のスキルは現場で身につけてきたもの。たいていのことは答えられるけれども、その根拠となる条文について深く知らないまま過ごしてきたので、もう一度きちんと勉強したいの」とおっしゃいます。

偉いなあ……と感心しました。もちろん断る理由もなく仲間に加わっていただき、その後は、私たちのほうが教えられることが多かったのはいうまでもありません。

■「条文」を学ぶ重要性

年金制度は年金法に基づきます。その条文には、「どういう者がどういう加入者とされ、どのように保険料を負担し、どういう事が起こったときに、いくらの年金が支給されるのか」ということが書かれています。すべての答えは条文の中にあるはずで。

たとえば、年金相談の際にいちいち条文を開くなどということはありません。また、おそらくその必要もないでしょう。多少難しい事案に当たったとしても、結局は年金当局の判断次第と割り切れれば、当局に問い合わせることもできます。

ただし、ふだん当たり前のように答えていることも、その根拠となる条文を理解しているかそうでないかでは、相手に伝える力に差があるのではないのでしょうか。また、年金当局に問い合わせたとしても、すべての事案について法的に一切誤りのない答えが返ってくるとは限りません。条文に基づく自分なりの考えがなければ、当局の回答を判断することもできません。Aさんも、条文を学ぶ重要性を痛感していたのではないのでしょうか。

■本書の「条文」のトリセツ

本書は、目次のとおり年金制度を項目ごとに分け、それぞれの項目の基となる条文を集約し、その解説を載せています。解説は、条文を読みこなすヒントとなるものです。すべての答えは条文の中にあるはずですが、慣れないうちは条文を読むこと自体が苦痛です。それをやわらげてくれるのが本書の解説です。

条文は、厚生労働省法令データベース（2019年7月1日）に基づきます。国民年金法および厚生年金保険法の本則、附則、ならびに主要な改正法附則を掲載していますが、「積立金の運用、雑則、罰則、国民年金基金」など、掲載を見送った条文もあります。これについては、巻末の条文索引によって確認してください。索引は、「第〇条」という条文数から掲載ページを探すときにも使えます。

なお、条文の中の頻出用語や漢数字などは、原文を損なわない程度に次のように略しています。

例 1 「厚生年金保険法附則第七条の三第一項又は…」

→ 「厚附7条の3第1項又は…」

例 2 「平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは…」

→ 「平12改附23条1項若しくは…」

例 3 「厚生労働省令で定める要件に…」

→ 「省令で定める要件に…」

本書が、皆さまにとって年金法の条文を学ぶきっかけとなり、その理解を深めることに少しでも役立つことを願っています。

2019年9月 高木隆司

CONTENTS

I 加入者と保険料

01. 年金制度の役割	2
1 人びとの生活を守るため	3
2 政府が管掌する	5
02. 厚生年金の適用事業所	8
1 適用事業所	9
2 任意適用事業所	11
3 二以上の事業所の一括適用	13
03. 厚生年金の加入者	16
1 当然に加入者とされる者	17
2 1号から4号までの加入者の種別	19
3 70歳未満の任意加入者	21
4 70歳以上の高齢任意加入者	23
5 加入者とされない短時間労働者など	25
6 短時間労働者が加入者とされる特定適用事業所	29
7 第四種被保険者は退職後の任意加入者	31
04. 厚生年金の加入期間	44
1 いつからいつまで加入者とされるのか	45

2	加入者の種別と資格の得喪	47
3	いつからいつまでが加入期間とされるのか	49
4	旧法の厚生年金加入期間	57
5	一元化前の共済期間	59
05.	標準報酬	60
1	月給と標準報酬月額	61
2	標準報酬月額の決め方	63
3	賞与と標準賞与額	65
4	3歳未満の子を養育する期間の特例	67
06.	国民年金の加入者	82
1	当然に加入者とされる者	83
2	65歳以後は2号加入者とされない	89
3	国民年金の任意加入者	93
4	65歳以上70歳未満の特例任意加入者	97
07.	国民年金の加入期間	102
1	いつからいつまで加入者とされるのか	103
2	いつからいつまでが加入期間とされるのか	107
08.	保険料	110
1	基礎年金の1/2は国庫(税金)によってまかなわれる	111
2	国民年金の保険料	113

3	保険料を個別に納付するのは1号のみ	117
4	1号加入者の保険料免除制度	119
5	産前産後期間の保険料免除	123
6	障害年金受給者などの法定免除	125
7	所得に応じた申請免除	129
8	学生納付特例	131
9	50歳未満の納付猶予	133
10	免除期間の保険料の追納	135
11	厚生年金の保険料	137
12	育休中、産休中の保険料は徴収されない	141
13	給与から天引きできるのは前月分の保険料	145

09. 保険料納付済期間、免除期間 ————— 186

1	保険料納付済期間	187
2	20歳前、60歳以後の2号期間はカラ期間扱い	191
3	保険料免除期間	193
4	旧法時代の加入期間の取り扱い	197
5	2号・3号期間が納付済期間とされないケース	201
6	3号の未届と特例届出	203
7	記録訂正による3号未届期間	207
8	3号不整合期間	209
9	事務処理誤りと特例保険料	215

10. 届出、記録 ————— 234

1	国民年金の届出と記録	235
2	厚生年金の届出と記録	237
3	厚生年金加入者の資格確認の請求	239
4	年金記録の訂正請求	241

II 給付通則

01. 給付の種類と裁定	260
1 給付の種類	261
2 裁定の請求	261
02. 年金の支給と時効	264
1 年金額は1円単位に端数処理	265
2 年金の支給期間と支払期月	265
3 切り捨てられた支払額の加算	267
4 未支給年金	269
5 基本権と支分権の消滅時効	271
03. 死亡の推定と失踪宣告	276
1 沈没、墜落の3カ月後に死亡と推定	277
2 失踪から7年後の失踪宣告により死亡とみなす	279
04. 年金の併給調整	282
1 一人一年金の原則	283
2 一人一年金の例外	285
05. 申出による支給停止など	292
1 受給権者の申出による支給停止	293
2 第三者行為による年金給付	295
3 受給権の保護と公課の禁止	297
06. 不服申立て	304
1 審査請求	305

Ⅲ 老齢年金

01. 65歳からの老齢基礎年金、老齢厚生年金 ————— 314

- 1 納付済期間と免除期間とを合算し10年以上 …………… 315
- 2 65歳過ぎに老齢基礎年金の受給権が発生する場合 …………… 319
- 3 合算対象期間（カラ期間）を含めて10年以上 …………… 323
- 4 旧法時代のカラ期間 …………… 329
- 5 受給資格期間の短縮特例 …………… 331
- 6 死亡により失権 …………… 341

02. 65歳前の特別支給の老齢厚生年金 ————— 342

- 1 60歳から65歳になるまでの間支給 …………… 343
- 2 60歳から比例・定額・加給が支給される者 …………… 349
- 3 60歳から比例、61歳以後から定額・加給が支給される者 …… 353
- 4 60歳から65歳になるまで比例のみが支給される者 …………… 353
- 5 61歳以後から比例のみが支給される者 …………… 355
- 6 特別支給の老齢厚生年金が支給されない者 …………… 357
- 7 定額と加給が支給される特例 …………… 361
- 8 3級以上の障害状態にある者の特例 …………… 363
- 9 44年以上の長期加入者の特例 …………… 365
- 10 坑内員・船員15年以上の第三種特例 …………… 369
- 11 65歳到達により失権 …………… 371
- 12 旧法の老齢年金の対象とされる者 …………… 373

03. 年金額 ————— 396

- 1 老齢基礎年金の額 …………… 397
- 2 平成21年3月以前の免除期間がある場合 …………… 405
- 3 加入可能月数 …………… 409

4	老齢厚生年金の報酬比例部分	413
5	生年度ごとの比例の乗率	415
6	加入期間を平成15年4月前後に分けて計算	419
7	報酬比例部分の従前保障額	425
8	老齢厚生年金の定額部分	431
9	生年度ごとの定額単価の乗率	433
10	定額部分を計算する際の加入月数の上限	435
11	定額部分の20年みなし	437
12	老齢厚生年金の経過的加算	443

04. 加給と振替加算 448

1	配偶者や子を対象とする扶養手当に当たる加算	449
2	20年みなしによる加給	455
3	加給対象者が旧法対象者である場合	459
4	配偶者加給の特別加算	459
5	配偶者加給の支給停止	463
6	65歳前から加給年金額が加算されていた場合	465
7	老齢基礎年金の振替加算	467
8	振替加算相当額の老齢基礎年金	471
9	振替加算の支給停止	471

05. 繰上げ受給、繰下げ受給 474

1	老齢基礎年金の全部繰上げ受給	475
2	老齢厚生年金の経過的な繰上げ受給	479
3	老齢厚生年金の繰上げ受給	485
4	一部繰上げ受給と繰上げ調整額	487
5	老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ受給	499
6	昭和16年4月1日以前生まれの者の繰下げ増額率	507
7	平成12年改正によって廃止された老齢厚生年金の繰下げ受給	509

8	平成16年改正によって導入された老齢厚生年金の繰下げ受給	511
06.	老齢厚生年金の在職停止 _____	518
1	昔は在職中は支給されなかった	519
2	65歳以後の在職停止	523
3	総報酬月額相当額、基本月額	527
4	65歳前の在職停止	537
5	障害者特例、長期加入者特例の在職停止	541
6	第三種特例の在職停止	543
7	経過的な繰上げ受給の老齢厚生年金の在職停止	545
8	高年齢雇用継続給付の受給による支給停止	549
9	基本手当受給による支給停止	553
10	退職による年金額の改定	557

IV 障害年金

01.	障害年金の支給要件 _____	578
1	初診日において加入者であること	579
2	一定の障害の程度にあること	585
3	保険料納付要件を満たすこと	587
4	認定日請求による障害年金	591
5	事後重症による障害年金	593
6	初めて2級による障害年金	597
7	老齢年金の繰上げ受給と障害年金	601
8	20歳前障害による障害基礎年金	603
9	20歳前障害による障害基礎年金の支給停止	607
10	2級以上の障害年金の併給調整	609

02. 障害年金の年金額 ————— 612

- 1 障害基礎年金 = 2級は基礎満額、1級は満額の1.25倍 …… 613
- 2 障害厚生年金 = 300カ月みなしの報酬比例の額 …… 615
- 3 障害基礎年金の子の加算、障害厚生年金の配偶者加給 …… 619
- 4 障害の程度が変わった場合の年金額の改定 …… 623
- 5 障害の軽快による支給停止と失権 …… 627

03. 障害手当金 ————— 630

- 1 傷病が治った場合の一時金給付 …… 631
- 2 支給額は障害厚生年金の2年分 …… 633

V 遺族年金

01. 死亡者の要件 ————— 636

- 1 遺族基礎年金が支給される死亡者の要件 …… 637
- 2 遺族厚生年金が支給される死亡者の要件 …… 643
- 3 保険料納付要件とその特例 …… 645

02. 遺族の要件 ————— 650

- 1 遺族基礎年金を受給できる遺族 …… 651
- 2 遺族厚生年金を受給できる遺族 …… 655

03. 遺族年金の年金額 ————— 658

- 1 配偶者に支給される遺族基礎年金の額 …… 659
- 2 子に支給される遺族基礎年金の額 …… 661
- 3 短期要件、長期要件に応じた遺族厚生年金の額 …… 663
- 4 丈比べによる65歳以後の遺族厚生年金の額 …… 671

5	遺族厚生年金の寡婦加算額	681
6	子に対する遺族基礎年金の支給停止	685
7	遺族厚生年金の支給停止	687
8	遺族年金の失権	691

VI その他の給付

01. 付加年金	696
1 付加保険料 = 月額400円	697
2 付加年金 = 200円 × 付加保険料納付済月数	699
3 老齢基礎年金と一体で支給	699
02. 寡婦年金	702
1 1号として10年以上保険料を納めた夫が死亡	703
2 夫の1号期間に基づく老齢基礎年金額 × 3/4	705
03. 死亡一時金	708
1 1号として3年以上保険料を納めた者が死亡	709
2 死亡一時金を受給できる遺族	713
3 1号期間の納付・免除月数に応じた定額	713
4 死亡一時金と寡婦年金を両方受給できるとき	713
04. 脱退一時金	716
1 国民年金 = 1号として6カ月以上保険料を納めた者	717
2 厚生年金 = 加入期間が6カ月以上ある者	719

Ⅶ スライド改定・年金分割・二以上期間者

01. 年金額のスライド改定 ————— **726**

- 1 年金財政は収支がつり合うこと 727
- 2 67歳以下の賃金スライド 727
- 3 68歳以上の物価スライド 735
- 4 5年ごとの財政チェック 745
- 5 保険料引き上げを一定の水準で固定 747
- 6 固定した保険料とつり合う水準まで給付を調整 749
- 7 マクロ経済スライドによる給付水準の調整 751
- 8 給付水準の下限 761

02. 離婚時の年金分割 ————— **768**

- 1 夫婦の合意に基づく年金分割 769
- 2 按分割合は分割を受けるほうの取り分 773
- 3 合意分割に必要な情報の提供 777
- 4 年金分割は標準報酬の改定・決定 777
- 5 3号期間の年金分割 781
- 6 合意分割をする場合のみなし3号分割 785
- 7 みなし被保険者期間 787
- 8 みなし被保険者期間と加給の20年要件など 789
- 9 みなし被保険者期間と定額部分など 793
- 10 分割による年金額の改定 795

03. 二以上期間者 ————— **798**

- 1 併給の調整、申出による支給停止など 799
- 2 老齢厚生年金は種別期間ごとに支給 803
- 3 加給の20年要件は二以上の期間を合算して 805

4	繰上げ・繰下げは二以上の年金を同時に	807
5	在職停止額の計算は合算年金額に基づく	811
6	雇用保険給付との調整は二以上の年金すべてについて	811
7	二以上期間者であっても障害厚生年金は一つ支給	813
8	遺族厚生年金は、短期は一つ、長期は種別期間ごとに支給	817
9	二以上期間者の障害年金・遺族年金の請求手続き	819
10	年金分割は二以上のすべての期間を分割	821
11	二以上期間者の脱退一時金	825

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

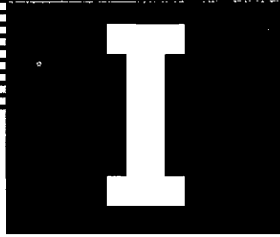
.....

.....

.....

.....

.....



加入者と保険料

01.

年金制度の役割

厚1条：厚生年金保険法の目的

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

国1条：国民年金制度の目的

国民年金制度は、憲法25条2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

国2条：国民年金の給付

国民年金は、前条（国1）の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

厚2条：厚生年金保険の管掌

厚生年金保険は、政府が、管掌する。

* 条文解説 * * * *

1 人びとの生活を守るため（厚1、国1、国2）

厚1
⇒2頁

厚1条、国1条および2条は、厚生年金保険や国民年金が何を目的とした制度で、どのような給付が行われるのかを定めた規定です。

国1
⇒2頁

厚生年金保険（以下、「厚生年金」という）は、会社員や公務員を対象とする年金制度です。これらの者を被用者などというので、厚生年金のことを「被用者年金」などということもあります。一方、国民年金は、被用者を含むすべての者を対象とする年金制度です。

国2
⇒2頁

私たちは社会の中で働きながら生活しています。年をとり、あるいは障害を負って働けなくなると、生活できなくなります。また、一家の生計を支えていた者が亡くなると、残された家族は生活できなくなります。年金制度は、このような者の生活を守るため、社会全体で支え合う仕組みです。

厚生年金と国民年金は、政府、つまり国が運営する公的な制度ですが、その仕組みは、民間の生命保険などと同じ「保険」です。

たとえば、一家の生計を支えている者が死亡したとき、残された家族に保険金というお金が渡るようにしようと思

国3条：国民年金事業の管掌

- 1 国民年金事業は、政府が、管掌する。
- 2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法（昭28法245号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。
- 3 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。

国附1条：国民年金法の施行期日

この法律は、昭和34年11月1日から施行する。ただし、第2章、74条、75条及び附4条から附8条までの規定は昭和35年10月1日から、76条から79条まで、第6章中保険料に関する部分及び附2条の規定は昭和36年4月1日から、附3条1項の規定は公布の日から施行する。

国附1条の2：基礎年金についての検討

基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会経済情勢の推移、世帯の類型等を考慮して、今後検討が加えられるべきものとする。

厚附1条：厚生年金保険法の施行期日

この法律は、公布の日から施行し、昭和29年5月1日から適用する。

えば、その保険に加入して保険料を支払わなければなりません。公的年金もこれと同じで、年金を受給するには年金制度の加入者になって保険料を納めなければなりません。

この条件を満たせば、年金を受給することはその者の権利となります。ここから、年金を受給できることを「受給権」といい、受給権がある者を「受給権者」というのです。

たとえば、大金持ちには年金を支給する必要はないように思えます。ところが、年金はこのような者にも支給されます。定められた条件を満たしてその者が得た権利だからです。厚生年金保険法と国民年金法は、どういう者が加入者とされ、どのように保険料を納め、どんな条件を満たしたときに、いくら年金が支給されるのか、ということが規定された法律です。

ちなみに、厚生年金は厚生年金保険といいますが、国民年金は国民年金保険といいません。これは、年金として支払われるお金は、本来、加入者の保険料によってまかなわれるものなのに、国民年金はその半分が税金によって支払われていること（国85）。また、加入者でなかった20歳前に障害を負った者にも障害基礎年金が支給されること（国30の4）など、保険本来の仕組みから外れる部分があるからです。

2 政府が管掌する（厚2、国3）

厚2条および国3条は、厚生年金と国民年金は誰が責任を持って運営するのかということを定めた規定です。

年金制度は、憲法25条^{*}の「生存権」に基づく制度といえます。その2項には、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

国85
⇒110頁

国30の4
⇒590頁

厚2
⇒2頁

国3
⇒4頁

厚附 2 条：厚生年金保険法特例の廃止

厚生年金保険法特例（昭26法38号）は、廃止する。

厚附 7 条：旧法の処分等

この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によってした処分、手続その他の行為は、この法律又はこれに基く命令中の相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

高木 隆司（たかぎ たかし）

20年以上にわたり年金法の条文に触れ続ける。改正法の読解に定評があり、わけても年金額スライド改定の解説については第一人者として知られる。『パターン別 老齢年金の繰上げ・繰下げ徹底解説』『図解でわかる！年金分割』（日本法令）など著書多数。社会保険労務士法人 年金相談サービス代表。社会保険労務士、1級FP技能士、1級DCプランナー。日本法令実務研究会「年金法令研究会*」（高木ゼミ）講師。

※ 2020年1月「超解年金法講座」に改称しリスタート予定。

法本則・附則からひもとく

超解 年金法

令和元年10月1日 初版発行



日本法令[®]

検印省略

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

著者 高木 隆 司
発行者 青木 健 次
編集者 岩 倉 春 光
印刷所 東光 整版印刷
製本所 国 宝 社

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替えいたします。

・**JCOPY**〈出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© T. Takagi 2019. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72694-5